

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(抄)

○国土交通省令第六十七号

建設業法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第二百七十六号)の施行に伴い、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第七条第二号ハ並びに建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の四第一項ただし書及び第二項、第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)並びに第二十七条の十一の規定に基づき、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

国土交通大臣 石井 啓一

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令

(建設業法施行規則の一部改正)

第一条 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)

第七条の三 法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

(略)	(略)
電気通信 工業業	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。 )とするものに合格した者</p> <p>三 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p>

三 前二号に掲げる者のほか、第十八条の三第二項第二号に規定する

改正前

(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)

第七条の三 法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

(略)	(略)
電気通信 工業業	<p>(新設)</p> <p>一 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。 )とするものに合格した者</p> <p>二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p>

(新設)

登録基幹技能者講習（許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る。）を修了した者  
 四 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

(別表) (二)

(略)	建設業 法					(略)	コード	資格区分
	(略)	33	32	31	30			
(略)	(略)	(略)	二級 川	一級電気通信工事施工管理技士	(略)	(略)		

三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

(別表) (二)

(略)	建設業 法				(略)	コード	資格区分
	(略)	33	(新設)	30			
(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)		

(別表) (四)

(略)	建設業 法					(略)	(略)	コード	資格区分
	(略)	133	232	131	230				
(略)	(略)	(略)	二級 	一級電気通信工事施工管理技士 	(略)	(略)	(略)		

(別表) (四)

(略)	建設業 法					(略)	(略)	コード	資格区分
	(略)	133		(新設)	230				
(略)	(略)	(略)		(新設)	(略)	(略)	(略)		

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の施工技術検定期則第二条の表建設機械施工、建築施工管理、電気工事施工管理及び管工事施工管理の項、第四条第三項、別表第一の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項並びに別表第二の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項の規定は、平成三十一年度において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十九年度において行われる技術検定については、なお従前の例による。